

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

岡山国民年金 事案 812

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 45 年 3 月まで
申立期間当時、叔父夫婦が経営する事業所に住み込みで勤務していた。叔母が、私の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料の額を給与から差し引いて、納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立てに係る事業所に勤務していた期間の国民年金保険料は、申立期間の分を除き、納付済みである上、申立人に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の叔母は、国民年金制度発足時点から 60 歳到達時点までの国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の叔母は、「申立人に係る国民年金保険料の額を給与から差し引いて納付していたので、未納期間が存在するとは考えられない。」と証言している上、当時、叔父夫婦が経営する事業所の経営は安定していたことがうかがえ、叔母が、申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が昭和 52 年 4 月に申立期間当時居住していた町から転出した記録があり、同月まで使用されていたと推認される同町が保管する国民年金被保険者名簿には、特殊台帳及びオンライン記録において納付済みであることが確認できる 46 年 4 月から 52 年 3 月までの納付記録が記載されており、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成14年9月1日から同年10月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成16年3月31日は12万5,000円、17年3月25日は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月1日から15年4月1日まで
② 平成16年3月31日
③ 平成17年3月25日

ねんきん定期便によると、申立期間①について、事業所が届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも多い額が控除されており、また、申立期間②及び③に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額並びに標準賞与額のそれ

どれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成14年9月1日から同年10月1日までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する年間集計表において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届け出た標準報酬月額以上の厚生年金保険料を誤って給与から控除し、当該申立てに係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人が所持する賞与明細書及び事業所が保管する年間集計表から、申立人は、申立期間②及び③について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書及び年間集計表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成16年3月31日は12万5,000円、17年3月25日は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間①のうち、i)平成14年7月から同年8月までの期間、同年10月及び同年12月から15年3月までの期間については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書又は事業所が保管する年間集計表により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていることから、ii)14年11月については、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書又は事業所が保管する年間集計表により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と一致することから、いずれも当該記録を訂正する必要は認められない。

岡山厚生年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成19年12月1日の標準賞与額に係る記録を38万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 1 日

A社から支給を受けた賞与のうち、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。賞与支給明細書により厚生年金保険料が控除されていることを確認できるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る平成19年12月1日の標準賞与額については、賞与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、38万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届書を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 1178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月1日は38万5,000円、17年12月1日は42万4,000円、18年6月1日は44万円、19年12月1日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月1日
② 平成17年12月1日
③ 平成18年6月1日
④ 平成19年12月1日

A社から支給を受けた賞与のうち、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。賞与支給明細書により厚生年金保険料が控除されていることを確認できるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、平成15年12月1日は38万5,000円、17年12月1日は42万4,000円、18年6月1日は44万円、19年12月1日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届書を

社会保険事務所（当時）に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和46年5月の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

昭和46年6月1日にA社(本社)から同社B事業所に異動となり、48年10月20日に退職するまで同社に継続して勤務し、毎月給与から厚生年金保険料を控除されていた。同一企業内での異動であるにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立期間当時の同僚(複数)の証言から、申立人はA社に継続して勤務し(昭和46年6月1日に同社(本社)から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る昭和46年5月の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所(当時)の記録(昭和46年4月の標準報酬月額)から、3万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に

係る資格喪失日を昭和 46 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和64年1月1日から平成元年6月1日までの期間及び同年7月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、元年1月から同年5月までの期間及び同年7月から同年10月までの期間は30万円に、同年11月及び同年12月は36万円に、2年1月及び同年2月は30万円に、同年3月から同年10月までは36万円に、同年11月及び同年12月は38万円に、3年1月から同年4月までは36万円に、同年5月から4年3月までは41万円に、同年4月から同年10月までは44万円に、同年11月から6年10月までは47万円に、同年11月は41万円に、同年12月から7年10月までは47万円に、同年11月から17年8月までは50万円に、同年9月及び同年10月は47万円に、同年11月から18年8月までは50万円に、同年9月から19年2月までは47万円に、同年3月から同年8月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成15年7月31日、同年12月25日、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は35万円、同年12月25日及び19年7月31日は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月20日から平成19年9月1日まで

- ② 平成 15 年 7 月 31 日
- ③ 平成 15 年 12 月 25 日
- ④ 平成 16 年 7 月 31 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 25 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 31 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 25 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 31 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 31 日

厚生年金保険の記録を確認したところ、標準報酬月額が給与明細書と相違しているため記録を訂正してほしい。給与明細書が無い期間についても、記録が相違している可能性があるため調査してほしい。

また、賞与については届出がなされていないので、記録を追加してほしい。

第 3 委員会判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、同法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、2 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から 6 年 12 月 1 日までの期間、7 年 11 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 16 年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 17 年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳に記載された保険料控除額から、また、7 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 15 年 4 月 1

日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、元年1月から同年5月までの期間及び同年7月から同年10月までの期間は30万円に、同年11月は36万円に、2年1月及び同年2月は30万円に、同年3月から同年7月までは36万円に、同年11月及び同年12月は38万円に、3年1月から同年4月までは36万円に、同年5月から4年3月までは41万円に、同年4月から同年10月までは44万円に、同年11月から6年10月までは47万円に、6年11月は41万円に、7年1月から同年10月までは47万円に、同年11月から14年12月までの期間、15年3月から同年5月までの期間、同年7月から16年5月までの期間、同年7月から17年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間は50万円に、同年9月及び同年10月は47万円に、同年11月から18年8月までは50万円に、同年9月から19年2月までは47万円に、同年3月から同年8月までは50万円に訂正することが必要である。

また、給与明細書及び賃金台帳が無い平成元年12月1日から2年1月1日までの期間、同年8月1日から同年11月1日までの期間、6年12月1日から7年1月1日までの期間、15年1月1日から同年3月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、16年6月1日から同年7月1日までの期間及び17年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額については、その前後の月に係る給与明細書、市県民税特別徴収税額通知書、給与支払報告書又は課税台帳から推認し、元年12月及び2年8月から同年10月までの期間は36万円に、6年12月は47万円に、15年1月、同年2月、同年6月、16年6月及び17年4月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、上記期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人が所持する給与明細書又は事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間③、⑧及び⑩について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書又は賃

金台帳に記載された保険料控除額により、平成 15 年 12 月 25 日及び 18 年 7 月 31 日は 35 万円、19 年 7 月 31 日は 34 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立期間②、④、⑤、⑥、⑦及び⑨について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から推認し、平成 15 年 7 月 31 日、16 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日、17 年 7 月 31 日及び同年 12 月 25 日は 35 万円、18 年 12 月 25 日は 34 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間①のうち、昭和 53 年 3 月 20 日から 60 年 12 月 1 日までの期間、62 年 12 月 1 日から昭和 64 年 1 月 1 日までの期間及び平成元年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、給与明細書、源泉徴収票、市県民税特別徴収税額通知書及び課税台帳が無く、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができないことから、また、昭和 60 年 12 月 1 日から 62 年 12 月 1 日までについては、市県民税特別徴収税額通知書又は市県民税税額変更通知書はあるものの、給与明細書が無く、各月の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができないことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月まで
国民年金に加入した当初から、常に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫に係る申立期間の国民年金保険料については、昭和 47 年 4 月に特例納付及び過年度納付により納付されており、夫は、この期間の国民年金保険料を納付することにより、60 歳到達時点で年金受給権を取得するために必要な保険料納付済期間（300 月）を確保しようとしたことがうかがえる。一方、申立人については、この時点で 60 歳到達までに 300 月を超える月数があり、申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付により納付する合理的な理由は見当たらない。

また、申立期間直後（昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで）における夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、夫の保険料は昭和 47 年 4 月に現年度納付されているのに対し、申立人のそれは 48 年 11 月に過年度納付されており、このことは、常に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料についての納付状況（納付方法、納付金額等）に係る記憶は曖昧である上、それが納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 39 年 3 月までの期間、59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

申請免除を受けていた申立期間①の国民年金保険料については、昭和 40 年頃に郵便局で納付した。また、申立期間②については申請免除、申立期間③については未納となっているが、当時、経済的にゆとりがあり国民年金保険料を郵便局で納付していたはずであるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の追納に係る納付書は、制度上、市町村が取り扱うことはできず、町（当時）が発行した納付書により申立期間①の国民年金保険料を納付したとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は申立期間②及び③当時は、経済的にゆとりがあり、免除申請を行った記憶はなく、郵便局において国民年金保険料を納付していたと主張するが、申立期間③直後の昭和 61 年 4 月から申立人が 60 歳に到達する 63 年*月までの国民年金保険料も申請免除となっている上、当時、同居していた申立人の家族からも、上記期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる証言を得ることはできない。

さらに、申立てに係る国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付金額等）に係る申立人の記憶は曖昧である上、それが納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付されていたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年3月まで
20歳になったときに母親が国民年金の加入手続を行い、納付書により国民年金保険料を毎月納付していたはずである。弟や妹については、20歳以降の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが申立期間について未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年5月に払い出されており、申立人が所持している年金手帳及び申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿（電算記録）には、国民年金被保険者資格の取得日は同年4月1日と記載されている。このことから、申立人は、3年4月に学生が国民年金の強制加入の対象となったことを契機に加入手続を行ったものと推認され、申立期間において国民年金の任意加入の対象者（学生）であった申立人は、制度上、同期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親から聴取しても、保険料の納付状況（納付時期、納付金額等）に係る記憶は定かでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月頃から 44 年 5 月 31 日まで
高校を卒業した後、昭和 41 年 4 月に専門学校に入学した当初は、授業が終わってから家業である A 社の業務を手伝う程度であったが、同年 11 月頃からは夜間通学に変更し、この事業所で正式に勤務するようになったにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に勤務していた両親、兄、義姉などは厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の従業員（当時）の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所が社会保険事務を委託していた労務事務所から提出された資料（厚生年金保険及び失業保険（当時）の届出者に係る記録の控え）及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、上記の労務事務所から提出された別資料（各種届出記録の控え）から、申立人について、申立てに係る事業所における健康保険の被保険者であった申立人の父親の被扶養者としての認定を取り消す旨の申請書が申立期間中の昭和 44 年 3 月に社会保険事務所（当時）に提出されたことが確認でき、申立期間当時、申立人はその父親の被扶養者であり、厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えられる。

さらに、当時の事業主（申立人の父親）及び社会保険事務の担当者（申立人の母親）は既に死亡している上、ほかに申立人に係る申立期間の厚生年金

保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1180 (事案 192 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 22 日から 60 年 3 月 2 日まで

A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録の訂正を求めたが、認められなかった。

この度、B労働局に照会したところ、A社における雇用保険被保険者番号及び雇用保険支給番号が新たに分かった。同社において雇用保険に加入していたということだと思う。また、同社に再就職した際に、再就職手当を受給したことを記憶している。

このことから、A社に勤務していた申立期間については、厚生年金保険にも加入し、厚生年金保険料を控除されていたはずであるので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い、ii) 申立人は申立期間に雇用保険の被保険者となっていない、iii) 申立てに係る事業所において申立人と同様の業務に従事していたとする同僚も厚生年金保険の被保険者でないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、雇用保険の被保険者番号等の記録が新たに判明したとして、申立期間において厚生年金保険に加入していたはずであると主張するが、公共職業安定所の記録によると、申立人から提出された記録は、申立人が申立てに係る事業所の前に勤務していた別の事業所に係るものであり、この記録をもって、申立てに係る事業所に勤務していたと推認することはできない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

いことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月4日から42年1月21日まで
② 昭和42年1月21日から46年6月30日まで

ねんきん定期便により、A社本社及び同社B事業所で勤務していた申立期間①及び②の標準報酬月額が、記憶している給与額に見合う額の半額程度と記録されていることを知ったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立人に係る標準報酬月額は、申立期間①においては、A社本社における同僚のそれとほぼ同額であり、申立期間②においては、同社B事業所で勤務していた他の男性従業員（申立人と同時期に被保険者資格を取得）のそれと同額又は高額であることが確認できる。

さらに、申立人が昭和41年11月30日に加入した厚生年金基金における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人がA社本社から同社B事業所に転勤した42年1月にその標準報酬月額が下がっているのは、同社に係る被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、本社勤務の者よりB事業所勤務の者の方が標準報酬月額が相対的に低いからであると推認できる。

岡山厚生年金 事案 1184

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から43年12月21日まで
ねんきん定期便により、A社B事業所で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、記憶している給与額に見合う額の半額程度と記録されていることを知ったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、申立人が名前を挙げた同僚（同職種。昭和31年8月入社）のそれと比べて1等級低い額で推移していることが確認できるものの、申立人が名前を挙げなかった複数の同僚（職種不明。昭和39年3月から8月までに入社）に比して特に低額であるとは認められない。

また、申立人が昭和41年11月30日に加入した厚生年金基金における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から5年8月1日まで
昭和62年12月から平成6年6月末に退職するまで、勤務場所の変更はあったものの、A社の警備員として継続して勤務してきた。それにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（当時）の証言及び申立てに係る事業所の社内報から、期間を特定することはできないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の当時の勤務実態や厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について、申立てに係る事業所は、「申立期間当時の書類を保存しておらず、不明である。」と回答している上、申立人の同僚（当時）からも証言を得ることはできなかった。

また、健康保険協会の記録から、申立人は、平成2年9月1日から4年9月1日までの期間及び6年7月1日から8年7月1日までの期間に健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる上、オンライン記録から、申立人の妻は、2年9月1日に国民年金の第1号被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所が加入している厚生年金基金の加入記録（平成5年8月1日から6年7月1日まで）から、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入していないことが確認できる上、雇用保険の記録から、申立期間については雇用保険に加入していないことが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 29 年 12 月 18 日から 31 年 4 月まで

中学校を卒業した後、A社に勤務していたとこの紹介により同社に就職し、3年間機織りの仕事をしてきた記憶がある。しかし、厚生年金保険の加入記録は13か月間となっており、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に申立てに係る事業所を紹介した申立人のいとは、「自分が申立てに係る事業所にいつから勤務していたかはっきり覚えておらず、申立人の勤務期間についてもよく覚えていない。」と証言している。

また、申立てに係る事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となった昭和 27 年 8 月 20 日から 31 年 4 月 1 日までに被保険者資格を取得した被保険者のうち、連絡が取れた 15 人は申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態は不明である。

さらに、申立人の同僚（複数）は入社時期よりも遅れて厚生年金保険に加入しており、そのうちの一人は、「厚生年金保険の加入記録が無い期間は、見習期間だったと思う。」と述べており、申立てに係る事業所は、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、申立てに係る事業所は、平成 16 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主とも連絡が取れず、厚生年金保険料の控除に関する証言が得られない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月から 31 年 7 月まで
ねんきん定期便をみると、A社で販売員として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（当時）及び申立てに係る事業所の取締役の証言から、期間は特定できないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 29 年 1 月 1 日であり、申立期間の一部（昭和 28 年 8 月から同年 12 月 31 日まで）については適用事業所でなかった。

また、申立人に係る申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について、申立てに係る事業所は、「申立期間当時の書類を保存しておらず、不明である。」と回答している上、申立人の同僚（当時）からも証言を得ることはできなかった。

さらに、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人には、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶はなく、そのことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 42 年 1 月まで

A社B支店に昭和 40 年 9 月から 41 年 12 月まで勤務した後、同社C支店に転勤し、42 年 1 月に退職した。この間、営業職としてミシンや電化製品の販売を行っていたが、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚（複数）の証言から、期間を特定することはできないが、申立人はA社B支店に営業職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の元同僚（複数）から、当時、営業職（販売外交員）については入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった旨の証言があり、A社の事業主は、営業職を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、A社は、平成 6 年 9 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、解散しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除の事実について確認できない。

さらに、申立人には、申立期間における雇用保険の被保険者記録は無い上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1189

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 56 年 4 月まで
A社でBをしていた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する中小企業退職金共済の手帳から、申立人については、申立てに係る事業所において昭和 54 年 10 月分から 56 年 5 月分までの退職金共済の掛金が納付されていることが確認でき、期間を特定することはできないが、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての存在が確認できない。

また、申立てに係る事業所の事業主及び申立人が記憶している同僚は連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言が得られない。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。